

秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を 改正する条例案について

環境整備課

1 改正理由

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）の施行に伴い浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について所要の規定の整備を行う等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 浄化槽保守点検業者の欠格要件に、次の要件を加えることとする。（第5条関係）
 - ① 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であること。
 - ② ①の者が事業活動を支配する者であること。
- (2) 浄化槽保守点検業者が営業所に置く浄化槽管理士は、知事の指定する研修を5年に1回以上修了している者でなければならないこととする。（第10条関係）
- (3) 浄化槽保守点検業者は、営業所に置く浄化槽管理士に対して知事の指定する研修の受講の機会を与えなければならないこととする。（第10条関係）
- (4) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行することとする。ただし、2(2)及び(2)は、令和5年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新	旧
<p>(登録の申請) 第三条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 申請者が第五条第一項第一号から第七号まで及び第九号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 四 略</p> <p>(登録の拒否) 第五条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)</p> <p>六 八 略</p> <p>九 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>2 略</p> <p>(営業所の設置等) 第十条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士(知事の指定する研修を五年に一回以上修了している者に限る。)を置かなければならない。</p>	<p>(登録の申請) 第三条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 申請者が第五条第一項第一号から第六号までに該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 四 略</p> <p>(登録の拒否) 第五条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 七 略</p> <p>2 略</p> <p>(営業所の設置等) 第十条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。</p>

2
4 略

5 浄化槽保守点検業者は、第一項の浄化槽管理士に対して、知事の指定する研修の受講の機会を確保しなければならない。

(登録の取消し等)

第十四条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 略

二 第五条第一項第一号、第三号又は第五号から第九号までのいずれかに該当することとなったとき。

三・四 略

2
4 略

2
4 略

(登録の取消し等)

第十四条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 略

二 第五条第一項第一号、第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき。

三・四 略

2
4 略